

令和6年度 新たなアクティビティを活用した スポーツツーリズムコンテンツ創出事業補助金

応募要領

1 事業の目的

沖縄県では、令和4年3月に「第2期沖縄県スポーツ推進計画」（令和4年度から令和8年度まで）を策定して各種施策の推進に取り組んでいます。計画においてスポーツツーリズムはスポーツによる地域の活性化のために重要な施策のひとつであり、スポーツキャンプやコンベンション（大会等）の開催等、これまでの取組により一定の成果が見られるところですが、今後さらにスポーツツーリズムを推進していくためには、新たなコンテンツの開発も重要となります。

本事業は、新たなスポーツアクティビティを活用したスポーツツーリズムコンテンツを創出するなど、地域資源とスポーツが融合した観光への取組を支援することで、沖縄県のスポーツ市場の拡大を図ることを目的として実施します。

2 事業期間

交付決定日～令和7年2月中

※ 令和7年2月28日までに事業費の精算及び実績報告を行うこと。

3 資格

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 沖縄県内に、本店又は支店等の事業所を有する法人であること。共同事業体（役割や費用の分担等が協定書等に定められているものに限る）の場合は、沖縄県内に事業所を有する法人が代表事業者であること。
- (2) 事業の目的を理解し、補助事業を適切に遂行するために必要な人員、管理体制、経営基盤等を有していること。
- (3) 同一事業又は内容で、国、公共団体又はそれに準じる公的制度による補助（委託を含む）等を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

【参考】地方自治法施行令（抄）

第一百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続の申立てがなされている団体でないこと。
 - (7) 直近の法人事業税及び法人県民税について滞納がないこと。
 - (8) 共同事業体の場合、構成する全ての者が(4)～(7)の要件を満たすこと。

- (9) 本補助事業の主要な工程及び本事業終了後の事業展開を県内で実施すること。
- (10) 本補助事業の進捗状況の報告や毎月の成果を報告できること。
- (11) 本補助金を活用し、成果及び商品化（自走化）が見込まれること。
- (12) 採択された場合に、企業名、本補助事業の内容などを一般（新聞、ホームページ等）に公表すること、ならびに本補助事業終了時の成果報告会等に事業の成果を公表することに同意すること。
- (13) 本補助事業の終了後の動向や波及効果等について、フォローアップ評価（追跡調査）を行う場合に協力すること。

4 補助の対象

(1) 対象となるスポーツアクティビティ

沖縄県内で今後ツーリズムコンテンツ（国内外の観光誘客に資するもの）としての活用が見込まれるスポーツアクティビティで、概ね次に掲げるものとします。

- ① 自転車を活用したアクティビティ
- ② ランニングやウォーキングを活用したアクティビティ
- ③ モータースポーツ
- ④ アーバンスポーツ
- ⑤ 武道
- ⑥ アウトドア（キャンプ、フィッシング等）
- ⑦ 沖縄らしいスポーツアクティビティとデジタル技術の融合（AR、VR等）
- ⑧ その他、沖縄県内で今後ツーリズムコンテンツとしての活用が見込まれるアクティビティ

(2) 対象となる取組

次の条件を満たし、補助期間の終了後、商品化が見込める事業とします。

- ① 地域や観光関連事業者などと協働し、沖縄の自然環境や地理的優位性を生かしたスポーツツーリズムコンテンツを発掘し磨き上げるため、魅力の引き出し・活用及びその課題解決を図る取組
- ② ①を通じ、観光客がスポーツを通じた新たな旅行の魅力を体験でき、地域における観光消費額や満足度の向上を目的に掲げる取組

[※想定する取組例]

- ・ 活動を予定する地域の観光関連事業者、自治体等との連携構築につながる取組
- ・ スポーツツーリズムコンテンツの高付加価値化に資する取組
- ・ 魅力的な情報発信素材の制作・発信（写真・動画制作、メディアへの掲出等）
- ・ 参加者の安全管理の向上につながる取組（ルール作り等）
- ・ 参加者の利便性の向上につながる取組（販売・予約システムの構築等）
- ・ 販売ルートを構築するための取組（セールスシート作成・営業活動等）
- ・ スポーツを通じて新たな旅行の魅力に気づくガイディングスキルの獲得（人材育成等）

5 補助率及び補助上限額

補助率（上限額） 補助対象経費（税抜）の3分の2以内（上限500万円）

※ 事業完了後の検査において、交付決定した取組を実施していないかったことが判明した場

合や交付決定した取組と異なる内容を実施していたことが判明した場合は、交付決定の取消や補助率を減じて額を確定することがあります。

6 補助対象経費

(1) 補助対象経費

補助対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費であって、別表のとおりとします。

(2) 補助対象外経費

次に掲げる経費は、事業の実施に直接必要な経費であっても、補助の対象とならないのでご留意ください。

① 事業期間外に発生した経費

② 証憑書類（発注書、契約書、領収書等）が確認できない経費

③ 通常業務に要する経費（家賃、水道光熱費等）

④ 会食、飲食等に関する経費

⑤ 手数料（振込手数料、代引き手数料等）

⑥ 消費税及び地方消費税

⑦ その他、事業の実施に関係のない経費や不適切と認められる経費

7 事前説明会

(1) 日 時 令和6年7月12日（金） 13時00分～14時00分

(2) 場 所 沖縄県立博物館・美術館（おきみゅー）美術館講座室及びオンライン
(対面での参加の場合1社2名までとします。)

(3) 申込方法、申込先及び申込期限

① 申込方法：「様式9」事前説明会参加申込書をメールで提出してください。

・ メール件名を【説明会申込】新たなアクティビティを活用したスポーツツーリズムコンテンツ創出事業」とします。

・ 受信後、翌営業日までに拝受連絡を返信するので、受信確認のための電話連絡は不要とします。

・ 対面での参加は、先着30社までとします。

② 申込先：info@okispo-newactivity.com

③ 申込期限：令和6年7月10日（水）12時00分

(4) 個別相談

公募開始後の令和6年7月1日(月)から、令和6年7月26日(金)までの期間、個別相談を受け付けます。個別相談がある場合には、令和6年7月22日(月)17時までに、「様式10 個別相談申込書」を運営事務局までメールで提出してください。

8 応募の手続きとスケジュール

(1) 提出期限

令和6年7月29日（月） 17時00分（※厳守）

(2) 提出先、提出方法及び数量等

① 提出先

11 問い合わせ先に同じ。

② 提出方法

ア (3) 提出書類を、持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとることとし、提出期限必着とします。

イ (3) 提出書類は順序良く並べ、仕切紙を挟みインデックスを付してください。

※「申請書類チェックシート」裏面記載のファイリングイメージ参照

ウ A4、長辺2穴、ホッチキス不可とします。

③ 数量等

ア (3) 提出書類①～⑧を1セットとし、10セット（正本1部、副本9部）

イ (3) 提出書類⑨～⑯を各1部（正本1部）

ウ 全ての提出書類を保存した電子媒体（CD-R等）を1部

※ 提出された書類やデータは、返却いたしませんので、ご了承ください。

(3) 提出書類

項目	様式	提出部数	備考
① 申請書類チェックシート	－	1部	内容を記載のうえ、正本に添付
①-1 応募申請書（単独企業申請用）	様式1-1	10部 (正本1部を含む)	単独応募用、共同事業体応募用がありますので、応募態様に合わせて提出してください。
①-2 応募申請書（共同事業体申請用）	様式1-2		共同事業体の場合は、構成企業ごとに作成し、提出してください。
② 会社概要表	様式2		
③ 補助金等実績書	様式3		
④ 企画提案書	様式4		<p>【任意様式】</p> <ul style="list-style-type: none">・ A4、横置き、15ページ以内・ 様式4「企画提案書」には、様式4-3「企画提案書（要約版）」に記載されている項目を全て含みます。・ 2次審査（プレゼンテーション審査）は、様式4「企画提案書」を用いて行うこととし、新たな資料の提出や内容の説明は行えません。
④-2 企画提案書（概要版）	様式4-2		<p>【任意様式】</p> <ul style="list-style-type: none">・ A4、横置き、1ページ以内・ 概要版は、様式4「企画提案書」の内容を簡潔にまとめ、作成してください。

④－3 企画提案書（要約版）	様式4－3		
⑤ 事業スケジュール	様式5		
⑥ 事業執行体制	様式6		
⑥－2 業務経歴書	様式6－2		
⑦ 収支予算書	様式7		※1（欄外注記を参照）
⑧ その他補足説明資料	－		会社案内、製品等のパンフレットなど
⑨ 誓約書	様式8	1部	共同事業体を設置し応募する際は、全事業者分を提出してください。
⑩ 法人登記履歴事項全部証明書	－	1部 ※コピー可 ※3ヶ月以内発行	<ul style="list-style-type: none"> 共同事業体を設置し応募する際は、全事業者分を提出してください。 営業所を県内に設置している場合(沖縄県内での本店・支店の登記がない場合)は、登記簿謄本に加え、営業所設置の際、沖縄県税事務所に提出した事業開始等届出書(控え)を提出してください。
⑪ 定款	－	1部 ※コピー可	※ 共同事業体を設置し応募する際は、全事業者分を提出してください。
⑫ 共同事業体協定書		1部	【任意様式】 共同事業体を設置し応募する際は、提出してください。
⑬ 決算書	－	1部	直近3ヵ年分の決算書（貸借対照表、損益計算書） ※ 共同事業体を設置し応募する際は、全事業者分を提出してください。
⑭ 県税納税証明書（法人事業税・法人県民税）	－	1部 ※コピー可 ※3ヶ月以内発行	直近の法人税（法人事業税・法人県民税、法人税）の納税証明書 ※ 税の未納がないことを確認します。
⑮ 国税納税証明書（法人税、その3の3）	－	1部 ※コピー可 ※3ヶ月以内発行	※ 共同事業体を設置し応募する際は、全事業者分を提出してください。
⑯ 説明会参加申込書	様式9		※ 必要に応じて提出

⑯ 個別相談申込書	様式10		※ 必要に応じて提出
⑰ 質問書	様式11		※ 必要に応じて提出

⑦ 「収支予算書」の積算根拠の提出について

(※1) 事業費

事業費は、計上する項目ごとに、様式7 収支予算書「見積書番号」欄に上から順に見積書番号を付番の上、根拠となる参考見積書を添付してください。なお、添付する参考見積書は、見積書番号順に並べ、見積書の添付資料として提出してください。

(資料のファイリングイメージについては、チェックリスト(裏面)を参照)

(4) 質問の受付

応募要領に係る質問がある場合は、「様式11」質問書をメールで提出してください。

提出先 : info@okispo-newactivity.com

- ・ メール件名を【質問書】新たなスポーツアクティビティを活用したスポーツツーリズムコンテンツ創出事業」とします。
- ・ 受信後、翌営業日までに拝受連絡を返信するので、受信確認のための電話確認は不要とします。

受付期限：令和6年7月16日（火）17時00分

回答方法：事業専用ホームページに掲載 <http://www.okispo-newactivity.com>

回答日：令和6年7月17日（水）

9 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|------------------|
| ① 1次審査（書面審査）及び結果通知 | 令和6年8月上旬 |
| ② 2次審査（プレゼンテーション審査） | 令和6年8月上旬 |
| ③ 2次審査結果通知 | 令和6年8月中旬 |
| ④ 補助金交付申請及び交付決定 | 令和6年9月上旬 |
| ⑤ 事業期間（補助対象経費の発生） | 交付決定日～令和7年2月中 |
| ⑥ 実績報告書の提出 | 令和7年2月28日（金） |
| ⑦ 補助金検査 | 事業完了後（令和7年3月中） |
| ⑧ 額の確定（通知） | 検査後（令和7年3月中） |
| ⑨ 補助金の交付（精算払い） | 額の確定後（令和7年4月～5月） |

10 その他留意事項

- (1) 補助金の交付を受けるにあたっては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年5月15日規則第102号）をはじめ、関係法令等を遵守の上、補助金の適正な執行に努めてください。
- (2) 単発のイベント等ではなく、持続可能な事業とし、事業完了後、商品化が見込めるコンテンツであることとします。
- (3) 同一の者が、複数の事業で応募することは不可とします（共同事業体の構成員を含む）。
- (4) 応募書類等の作成や2次審査への参加等、応募に要する経費については、応募者の負担とします。
- (5) 提出された応募書類等については、返却しません。

- (6) 補助事業の審査の内容及び経過については公表しません。
- (7) 補助事業者は、事業終了後も、沖縄県が行う追跡調査や事後評価等に対応することとします。
- (8) 補助事業者は、補助対象経費について、他の経理と区分して、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、補助対象事業を廃止又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管してください。

11 問い合わせ先

「新たなアクティビティを活用したスポーツツーリズムコンテンツ創出事業補助金」運営事務局
 [株式会社海邦総研内 (担当:事業支援部 比嘉・田仲)]
 住 所: 那覇市壺川3丁目1番19号 拓南第2ビル1F
 電 話: 070-5498-5836
 E-mail: info@okispo-newactivity.com
 事業専用ホームページURL: <http://www.okispo-newactivity.com>
 提出書類受付時間: 9時~17時 ※月曜~金曜 (祝祭日を除く)

12 補助事業における補助対象経費

(別表)

経費区分	補助対象経費	内容
事業費	賃金	事業実施に必要な一時的なアルバイト等に要する賃金
	旅費	事業実施に必要な出張費又は専門家等招聘に要する経費
	需用費	事業実施に必要な消耗品費、燃料費、印刷製本費等であって、当該事業のために使用されることが確認できる経費
	役務費	事業実施に必要な広告宣伝費、保険料、デザイン料、通信運搬費、原稿料等に要する経費
	委託料	事業実施に必要な業務のうち、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
	使用料及び賃借料	事業実施に必要な会場使用料、駐車場使用料、備品、機械設備等の使用料等に要する経費
	報償費	外部専門家等に対する謝礼金や事業協力等に対する謝礼として支払われる経費
	その他補助事業に必要な経費	事業実施に必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。当該事業のために使用されることが特定、確認できるもの